

宴会・会議・催事 利用規約

ホテル椿山荘東京（以下「当ホテル」といいます）では、ご宴会、会議、催事（以下「ご宴会」といいます）をとり行うための宴会場のご利用に関して、次のとおり利用規約を定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。ただし、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うことといたします。

第1項. お申込み

宴会場ご利用のお申込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約期間は原則としてお申込時より2週間（14日間）とさせていただきます。この期間内にご開催予定の有無を当ホテルまでご連絡ください。仮予約期間内にご連絡のない場合にはご開催予定のないものとさせていただきます。ご連絡後1週間（7日間）以内にお申込金を当ホテルにお支払いいただきご成約とさせていただきます。

第2項. 内金

ご成約後、当ホテルからご提示いたしましたお見積金額から、第1項のお申込金を差し引いた金額をご宴会開催日の7日前までに当ホテルへ現金にてお支払いいただきます。期間内にご入金がない場合は、ご宴会のお申込みを取り消しさせていただきます、第12項に定める取消料をお支払いいただきます。

第3項. 最終確認

お見積りの人数および料理の数（有料確定人数）にご変更のある場合には、ご宴会開催日3日前の正午までに当ホテルへご連絡ください。上記を過ぎてご出席が有料確定人数より減少した場合でも、最終ご注文数（有料確定人数）の料金をお支払いいただきます。

第4項. 宴会場の使用時間

宴会場の使用時間とは、設営から撤去までを含みます。宴会場の使用開始から終了までの契約時間は所定の室料をお支払いいただき、この契約時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。ただし、次のご宴会時間との関連で、使用時間の延長に応じられない場合もございます。宴会場等の使用時間は原則として午前8時から午後10時までとさせていただきます。また使用時間外のご使用については所定の割増料金を加算させていただきます。

第5項. ご精算

ご宴会終了後、確定したご利用金額（ご請求金額）につきましては、当ホテルが事前にご案内したお支払い日までにその費用をお支払いいただきます。ご請求金額に対して内金の余剰がある場合には、その差額を当ホテルよりご返金させていただきます。

第6項. 装飾・コンパニオン等の手配

ご宴会に関する装飾・装花・音響・照明・アトラクションおよびパーティコンパニオン等につきましては、当ホテルから指定業者に手配させていただきます。お客様が直接当ホテル指定業者以外の業者に依頼される場合は、ご宴会を円滑に運営するため事前に当ホテルへご連絡ください。当ホテルの事前の同意を得ずに直接業者へ依頼されることはご遠慮ください。

第7項. 直接手配の業者に対する指示について

当ホテルの了承のもとにお客様が直接ご依頼された業者が行う、ご宴会に関連する装飾・余興等の機器および機材の搬入・搬出、または看板等のサイズ、取り付け方法、設置場所の設定につきましては、施設の美観、導線等を考慮し、当ホテルの指示に従っていただくよう業者の方々にご案内させていただきます。お客様からもその旨ご連絡ください。なお、当ホテル社員、当ホテル協力会社係員の立会いが必要な場合には、立会人件費をお支払いいただきます。

第8項. 損害賠償

お客様およびお客様の全ての関係者（出席者、お客様が直接依頼された業者を含む）は、施設・什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、当ホテルの施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当ホテルよりご連絡申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担いただきます。

第9項. 禁止事項

次に掲げる項目につきましては禁止させていただきます。

- (1) 犬・猫・小鳥・その他動物の持ち込み（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）
- (2) 危険物、有毒物、引火性のあるもの・その他有害物の持ち込み
- (3) 悪臭を発するもの・その他不快感を与えるものの持ち込み
- (4) とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような行為
- (5) 備品・ご飲食物等の移動または持ち帰り
- (6) 使用目的以外でのご利用
- (7) その他法令で禁じられている行為

※宴会場での楽器演奏は、事前に担当者にご相談くださいますようお願い申し上げます。

第10項. ご宴会お申込みのお断りおよび契約の解除

当ホテルは、ご利用者（お客様本人、来賓、手配関係者を含みます）が次の各号に該当する場合において、宴会場利用のお申込みをお断りいたします。またその事実が明らかになった時点で、成約した利用契約および予約を解除いたします。当日、判明した場合には、その場で契約解除をいたします。

(1) 次に該当する者がいる場合

- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき
- ②暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人・団体の構成員であるとき
- ③法人または団体でその役員のなかに暴力団員に該当する者がいるとき

(2) 法令または公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、または他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をすると判断したとき

- (3) 当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力的行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき
- (4) 利用の目的・人数・態様等に照らし、他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められる者がいるとき
- (5) 伝染病または感染症患者であると疑われる者
- (6) お客様の利用に際し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、それらを回避するために必要であると当ホテルが判断する措置が講じられたとしても、他のお客様や近隣地域に迷惑がかかると当ホテルが合理的に判断したとき
- (7) この宴会・会議・催事利用規約に違反したとき

第11項. 免責事項

次に定める事由に該当する場合には免責とさせていただきます。

- (1) 天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、紛争、火災、感染症・疫病その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、施設の全部もしくは一部が滅失もしくは毀損するなどご宴会の履行が不可能または著しく困難になったとき
- (2) 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、または政府の規制・命令もしくは指導等による宴会場の収用、取り払い、もしくは使用禁止等の事由が発生するなど、当ホテルの責に帰することのできない事由により、ご宴会の履行が不可能または著しく困難になったとき
- (3) 上記の事由によりご宴会の履行が不可能または著しく困難になったときは、ご宴会利用契約を解除させていただき、それまでにお支払いいただいたお申込金、内金は全額ご返金させていただきます

第12項. 取消料

すでにご成約されたご宴会をお取り消しになる場合には、原則として下記により取消料をお支払いいただきます。

| | 取 消 日 | 取 消 料 |
|---|-------------------------|--------------------|
| ① | お申込日よりご宴会開催日 91 日前まで | 最新のお見積金額総額の 10%と実費 |
| ② | ご宴会開催日の 90 日前より 61 日前まで | 最新のお見積金額総額の 20%と実費 |
| ③ | ご宴会開催日の 60 日前より 31 日前まで | 最新のお見積金額総額の 40%と実費 |
| ③ | ご宴会開催日の 30 日前より 11 日前まで | 最新のお見積金額総額の 60%と実費 |
| ④ | ご宴会開催日の 10 日前より 3 日前まで | 最新のお見積金額総額の 80%と実費 |
| ⑤ | ご宴会開催日の 3 日前より当日 | 最新のお見積金額総額の全額 |

また、感染症等によるお取消し変更等について取消料が発生する場合は、当ホテルスタッフより事前にご連絡をさせていただきます。

第 13 項. 感染症拡大防止対策のお願いについて

当ホテルは、環境衛生方針に従い、お客様に安心してご利用いただける高度に清潔・衛生的な施設をご提供いたしますので、お客様におきましても下記の内容について、何卒、ご理解ご協力をお願いいたします。

- (1) 来館者のマスクの着用と手洗いうがいの励行
- (2) 当ホテルが指定する場所での検温、手指の消毒。なお、発熱者の来館をお断りする場合があります。
- (3) 当ホテルが指定するソーシャルディスタンスに沿った行動
- (4) その他当ホテルからの要望（当ホテルスタッフよりご連絡いたします）